

「類似商品・役務審査基準〔国際分類第12-2023版対応〕（案）」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方について

・意見募集の際に寄せられた御意見・御質問に対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

| 通番 | 寄せられた御意見の概要 | 御意見に対する考え方 | 提出者 |
|----|---|--|-----|
| 1 | <p>172ページの「携帯電話機」について 携帯電話 スマートフォン PHS この携帯電話の意味なのか、それともこの全てを含んだ意味の「携帯電話機」なのか分からない。 おそらく全てを含んだ意味だと思いが、191ページでは「携帯電話やスマートフォンを保持するためのダッシュボードマット」と記載があるので、含んでいない意味なのか？</p> <p>携帯電話とはスマートフォンではないのか？ 携帯電話 携帯電話機 スマートフォン これは別の意味なのか？</p> <p>携帯する電話機の意味なら「携帯電話機」から「携帯する電話機」に名前を変更してほしい。</p> | <p>「スマートフォン」は、省令（別表）において、「三十一 携帯情報端末」の一種としており、「十二 （一） 電話機械器具」の一種である「携帯電話機」とは、異なる商品として整理しています。</p> <p>なお、「PHS」は、電話システム・電話方式を表す語として整理しているため、商品表示である「携帯電話機」との包含関係を表す語ではないと考えます。</p> <p>また、御意見中の「携帯電話」については、携帯電話機の略を意図されている場合には、携帯電話機と同意ということになります。</p> <p>これらの商品等の整理については、国際分類第11版以降、継続しているものであることなどから、このタイミングにおける「携帯電話機」の表示変更は特段不要と考えます。</p> | 個人 |
| 2 | <p>第9類の電気通信機械器具（11B01）の「10 電気通信機械器具の部品及び附属品」に分類された商品「配線盤」に紐づけられた参考訳が「plugboards」となっているが、正しくは「plugboards」ではないかと考える（「r」が欠落している）。</p> <p>また、上記に関連するが、同じく第9類の配電用又は制御用の機械器具(11A01)の「1 配電用又は制御用の機械器具」に分類された商品「配電盤」に紐づけられた参考訳が「plugboards」となっているが、上記の「配線盤」の参考訳と重複する関係で、いずれかの参考訳を変更すべきではないかと考える。たとえば、「配電盤」の参考訳を「panelboards」等にするのが適当ではないかと考える。</p> | <p>御指摘を踏まえ、第9類「配線盤」の参考訳を、「plugboards」に修正いたします。</p> <p>また、第9類「配電盤」の参考訳につきまして、御指摘のとおり、上記「配線盤」と参考訳が重複することから、国際分類表示である第9類「distribution boards [electricity]（参考訳：配電盤）」に合わせる形で、参考訳を「distribution boards [electricity]」に変更いたします。</p> | 個人 |
| 3 | <p>今般の「類似商品・役務審査基準〔国際分類第12-2023版対応〕（案）」は、概ね、ニース同盟専門家委員会第32回会合（以下、単に「専門家委員会」という。）の決定内容に沿うものであり、改正案に賛成する。</p> <p>なお、以下の点については、継続して検討していただきたい。</p> <p>専門家委員会では、新たな商品として「downloadable digital files authenticated by non-fungible tokens [NFTs]」（参考訳：非代替性トークン（NFT）により認証されたダウンロード可能なデジタルファイル）が第9類に採択されたものの、我が国においては、今般の類似商品・役務審査基準（案）への掲載が見送られている。専門家委員会により採択された表現は、多くの国のユーザーにとって、我が国を指定するマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録を行うに際し指定したいと望むものであり、また、我が国のユーザーにとっても、国内の商標出願／登録において当該商品を指定できないことをもって、当該商品に基づく国際登録を行うことができないというデメリットが生じ得る。そのため、専門家委員会が採択された表現については、我が国においても極力採用すべきであると考え。当該商品については、「digital files」（デジタルファイル）の内容が不明確かつ広範であることから類似群コードの特定が困難である、というのが見送りの理由であると思われるが、例えばdigital filesに含まれるであろう「data files」（データファイル）については、音声・音楽・画像・映像・文字のデータに関する類似群コード（24E02, 26A01, 26D01）が、「program files」（プログラムファイル）についてはコンピュータ用・携帯情報端末用プログラムに関する類似群コード（11C01）が、「game program files」（ゲームプログラムファイル）については業務用又は家庭用のゲームプログラムに関する類似群コード（09G53, 24A01）がそれぞれ明確なものとして既に規定されていることから、「digital files」（デジタルファイル）についても上記類似群コードのうちいずれかを付与するか、又は別途新たな類似群コードを付与するなどして、我が国で採用することを前提に継続して検討すべきと考える。</p> | <p>本案を支持する御意見、ありがとうございます。</p> <p>また、検討要望のありました役務表示につきましては、いただきました御意見を踏まえ、検討させていただきます。</p> | 団体 |

| | | | |
|---|---|--|----|
| 4 | <p>1. 第1類「人工甘味料」は、従来から第30類にあるべきであると思っておりましたので、今回、これが「工業用人工甘味料」と「料理用人工甘味料」に細分化され、後者が第30類に属することになったことに賛成です。</p> <p>2. 当部会では、現在、メタバースにおける「仮想商品」を指定商品・役務としてどのように表現すべきかについて検討していますが、現在のところ、「プログラム」として表現すべきか、「画像ファイル」として表現すべきか、あるいは「コンピュータ用の画像ファイル」として表現すべきか意見が分かれている状況です。日本国内、USPTO及びEUIPOにおける登録例を見ると、「プログラム」として扱われているものが多いようです。</p> <p>しかし、「仮想商品」は、「特定の仮想空間プラットフォームのプログラム上でのみその用途が機能するデジタルデータあるいはデータファイル」であって、仮想空間のプラットフォームに係るプログラムとは密接な関係にはあるものの、コンピュータに対する「指令」ではないと考えられますので、「プログラム」の概念に含めることはできないのではないのでしょうか。「プログラム」という表現で、「仮想商品」そのものについて商標権を確保できるのか疑問を抱いております。</p> <p>「仮想商品」そのものは、仮想空間のプラットフォームに係るプログラムとは別の独立した取引対象になり得ますので、「プログラム」に属する商品ではないとしつつ、類似関係にある商品であると一応推定するのが適当ではないかと考えています。</p> <p>指定商品・役務の表示は、商標権の効力に重大な関係がありますので、御庁において早急に審査指針をお示し頂けるようお願い申し上げます。</p> | <p>第1類「工業用人工甘味料」及び第30類「料理用人工甘味料」の表示案について賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>なお、今回の意見募集対象外の話ではございますが、メタバースに関する検討要望につきましては、慎重に対応する必要があると考えております。御意見を参考に、検討させていただきます。</p> | 団体 |
|---|---|--|----|